

《建築確認申請時における下水道協議の提出書》

(下水道総務課)受付印	① 下水道法令及び下水道条例を遵守されたい。
	② 確認申請書の位置図のコピーを添付されたい。
	③
	④
	⑤

（提出者記入欄）

(右の欄に記入願います)	申請者氏名
	申請地 羽曳野市
	提出者 (会社名) (担当名) (TEL) - -

（羽曳野市記入欄）

今回、確認申請をされる建築物の公共下水道の放流は下記のケース です。

(処理区域内)						
1	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">(総務)</td> <td>公共下水道処理区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。</td> <td rowspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">(備考)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建設)</td> <td>汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)</td> </tr> </table>	(総務)	公共下水道処理区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。	(備考)	(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)
(総務)	公共下水道処理区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。	(備考)				
(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)					
(処理区域外 / 年度工事区域)						
2	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">(総務)</td> <td>公共下水道処理可能区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。</td> <td rowspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">(備考)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建設)</td> <td>汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日) (流入可能時期) 年 月</td> </tr> </table>	(総務)	公共下水道処理可能区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。	(備考)	(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日) (流入可能時期) 年 月
(総務)	公共下水道処理可能区域につき、宅地内排水は羽曳野市排水設備指定工事店から、排水設備等計画確認申請書を提出し、審査を受けられたい。	(備考)				
(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日) (流入可能時期) 年 月					
(処理区域外)						
3	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">(総務)</td> <td>公共下水道処理区域外につき、浄化槽を設置する場合には、将来の排水設備の経路、公共汚水樹の設置位置、総合的な経済性についても、勘案されたい。</td> <td rowspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">(備考)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建設)</td> <td>汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)</td> </tr> </table>	(総務)	公共下水道処理区域外につき、浄化槽を設置する場合には、将来の排水設備の経路、公共汚水樹の設置位置、総合的な経済性についても、勘案されたい。	(備考)	(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)
(総務)	公共下水道処理区域外につき、浄化槽を設置する場合には、将来の排水設備の経路、公共汚水樹の設置位置、総合的な経済性についても、勘案されたい。	(備考)				
(建設)	汚水及び雨水を有効に排水できる管渠、地盤高を確保すること。 (年 月 日)					
<p>※ 現在は、処理区域外となっていますが、今後の整備予定等については、下水道建設課・計画担当にて確認してください。</p>						